

## 議案第 8 2 号

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

### 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例

山陽小野田市下水道条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「とき」を「場合におけるその月分」に、「次のとおりと」を「1 か月分として算定」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「途中」を「中途」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、使用日数が等しいときは、検針時の汚水区分を適用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （経過措置）

- 2 施行日前から継続して使用している公共下水道の使用で、その使用期間の日数が 1 5 日以内で算定された汚水量に基づいて算定した使用料については、改正後の山陽小野田市下水道条例第 1 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第82号参考資料

山陽小野田市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の算定の特例)</p> <p>第18条 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、<u>休止し、又は廃止した場合におけるその月分の使用料は1か月分として算定する。</u></p> <p>2 月の中途において、その汚水区分に変更があった場合は、<u>その使用日数が多い料率を適用する。ただし、使用日数が等しいときは、検針時の汚水区分を適用する。</u></p>	<p>(使用料の算定の特例)</p> <p>第18条 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、<u>休止し、又は廃止したときの使用料は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 使用日数が16日以上のはきは、1箇月分として算定する。</u></p> <p><u>(2) 使用日数が15日以下のはきは、基本料金の半額とする。ただし、その汚水量が所定の基本水量の2分の1を超えるときは、その超える部分について超過料金を算定し、加算する。</u></p> <p>2 月の途中において、その汚水区分に変更があった場合は、その使用日数が多い料率を適用する。</p>